

## 「男女共同参画立県とくしまづくり表彰」実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県内で男女共同参画社会の実現を目指した活動を行っている個人、団体に対して知事が行う表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この表彰は、男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組や、今後に向けてその活動の更なる飛躍が期待される個人及び団体を表彰することにより、その功績を称えとともに、活動意欲の醸成、活動の活発化等を図り、もって「男女共同参画立県とくしまづくり」の促進に資することを目的とする。

### (表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。

「男女共同参画立県とくしまづくり賞」

なお、男女共同参画立県とくしまづくり賞候補者の中から、特に顕著な功績が認められるもの（個人又は団体）に該当する場合は、「特別賞」として、授与する。

- 2 男女共同参画立県とくしまづくり賞に該当しない場合で、今後の活躍が大いに期待できるもの（個人又は団体）に該当する場合は、「奨励賞」として、授与する。ただし、「奨励賞」の受賞者が、次年度以降の男女共同参画立県とくしまづくり賞を受賞することを妨げない。

### (表彰の対象)

第4条 この表彰の対象となるものは、次のような活動により顕著な功績が認められ、今後もその活動が継続すると見込まれる個人又は団体。

- (1) 男女共同参画社会づくりに向けた機運の醸成
- (2) 男女共同参画社会づくりに向けた固定的役割分担意識の解消
- (3) 男女共同参画の視点で地域課題の解決に向けた実践的な取組の推進
- (4) 様々な分野において自らが活躍（チャレンジ）することにより男女共同参画社会づくりの機運の醸成

### (候補者の募集方法)

第5条 被表彰候補者は、県、市町村、県内の各種団体から推薦を募るものとする。

また、推薦にあたっては、次の条件を満たす個人もしくは団体であること。

- (1) 対象活動が、他の模範となり、推奨できるものであること
- (2) 個人にあっては通算して10年以上、団体にあっては継続して7年以上活動していること
- (3) 特に事業者にあっては、7年以上にわたり事業を継続し、かつ、過去2年間の業績が健全であること
- (4) 個人又は団体にあっては、原則、過去に叙勲、褒章、大臣表彰、これに準ずる功績など受賞等していないこと

(推薦方法)

第6条 推薦者は、推薦書(指定様式)に必要な事項を記入し、関連する資料(新聞記事等のコピー、写真、パンフレット等活動の内容がわかるもの)を添えて、郵送または持参により提出する。なお、提出書類は返却しない。

(表彰の決定)

第7条 表彰の対象となるものがあるときは、別に定める選考委員会を開催し、その選考結果を知事が参酌して決定する。

(審査基準)

第8条 審査にあたっては、次の各号に掲げる観点により総合的に判断する。

(1) 社会貢献性

女性の社会参画に向けた機運の醸成など社会貢献性が高いものであるか。

(2) 意識改革・波及性

活動内容が広く県民に理解され、意識を高めるものであるか。

(3) 地域貢献性

地域の課題解決や、誰もが暮らしやすい地域社会づくりに貢献しているか。

(4) 継続性・発展性

活動の継続性やさらなる発展性が見込めるものであるか。

(5) 革新度

積極的かつ画期的、革新的な要素があるか。

(表彰の方法及び時期)

第9条 表彰は、毎年度1回、表彰状及び記念品を授与して行う。ただし、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成26年9月10日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年10月23日から施行する。